



自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

令和5 (2023) 年

広報

ひらお

5

月号

No.1333

こいのぼり掲揚 (4月17日/ひらお保育園)

主な内容

- 2 - 3 行政協力員さんが決まりました
自治会関係補助事業
- 4 令和4年度 財政公表
まちの話題
- 10 - 11 2023サザンセット・ロングライド
in やまぐち参加者募集中

自治会関係補助事業

自治会に対して次のとおり財政的支援などを行い、自治会の運営と活動を支援しています。

【担当部署】 地域振興課 まちづくり班 ☎56-7120

補助金等名称	対象・事業内容	補助率など
自治会活動費交付金	自治会の各種活動に対する交付金(平等割、活動割、連絡調整割)	各算定方法による
環境衛生整備事業 車両、草刈機等借上料交付金	道打ち、溝掃除などの環境整備で使用する車両および草刈機等の借上料	車両：1台当たり1,800円 草刈機：1基当たり500円 トップカー：1台当たり500円 チェーンソー：1基当たり500円
防災防犯活動費用助成事業	防災・防犯活動に必要な備品の購入費など	経費の2分の1 [上限5万円/年]
環境衛生活動費用助成事業	環境整備活動に必要な備品の購入費	経費の2分の1 [上限5万円/年]
自治会会報等発行事業 (年3回以上発行するもの)	会員を対象にした地域の話題、行事予定などを掲載した会報等の発行	1世帯1回当たり30円 [上限2万円/年]
地域お助け隊支援事業	他の自治会を支援・協力する活動を行うための経費	【半日お助け隊(4時間程度)】 お助け隊人数×1,500円 【一日お助け隊(8時間程度)】 お助け隊人数×3,000円
公用車貸出事業 (町内での使用限定)	町が所有する軽ダンプ等の公用車の貸出し ※閉庁日(8:30～17:00)のみ ※使用日の1カ月前(閉庁日の場合は同日以降の直近の平日)から仮予約可(複数の申込みがあった場合は抽選)	貸出料・燃料費無料
集会所建設等補助金 (10万円以上の工事限定)	▷集会所の新築、改築、改修、排水設備の設置を行う場合に、その費用の一部を助成 ▷自治会内に存在する空き家を有効活用し、集会所などとするための改修費用の一部を助成	経費の2分の1 1自治会年1回のみ ※予算の範囲内に限る
原材料費支給事業 (原則として公道等を除く)	自治会が独自に行う工事や修繕に対して、必要な原材料の購入費 例：生コンクリート、防草シートなど	経費の全額 [上限1万円/年]

【担当部署】 総務課 地域安全班 ☎56-7111

補助金等名称	対象・事業内容	補助率など
街路灯設置等事業費補助金	街路灯の新設や移設・修繕・撤去工事費(L E D化含む) ※1万円以上の工事に限る	1基当たり経費の2分の1 [上限2万5,000円]
安全で安心なまちづくり事業補助金	安全で安心なまちづくり活動(防犯対策など)に対して補助	[上限5万円～10万円] ※活動の区分に応じる
消防防災設備設置費助成	消防防災設備等の取得、設置および修繕に対する助成	経費の2分の1 [上限12万円]

【担当部署】 建設課 管理班 ☎56-7118

補助金等名称	対象・事業内容	補助率など
重機借上料補助金	溝掃除などの際、自治会が用意した重機の使用に対して補助	1自治会年1回のみ 1台当たり6,600円
原材料支給 (原則として公道等に限る)	自治会が独自に行う工事や修繕に対して、生コンクリートなどの原材料を支給	経費の全額 [上限10万円] 1自治会年1回のみ

【担当部署】 環境政策室 ☎56-7126

補助金等名称	対象・事業内容	補助率など
環境衛生整備事業補助金 (ごみ収集ボックス設置等)	定期ごみ収集箇所のごみ収集ボックス購入等に対して補助	1基当たり経費の2分の1 [上限1万円]

※自治会での清掃活動等でごみ袋および土のう袋が必要な場合は、環境政策室までご連絡ください。

行政協力員さんが決まりました

みなさんの住んでいる自治会と行政との架け橋となる行政協力員さんは、「まちづくり」を円滑に進めていく上で必要不可欠な存在となっています。住民の方々にとって、行政をより身近に感じることができるパイプ役としてご協力いただきます。(敬称略)

平生地区		下横二区		松井 節子		土手町東四区		武内 宏視	
小和田	西村 幸雄	下横三区	笹岸 光男	日の出一区	山本 公勇	土手町西	五味 修二郎	桜町	藤本 由起子
西分	國崎 美津夫	日の出二区	石田 智恵美	日の出三区	神田 信政	野島	転石 裕久	上殿	今屋 恵
田布路木	伊藤 淳一	吉原	井上 幸治	十三割団地	森田 健嗣	新町東	堀 清人	山田	淵上 正博
山田	淵上 正博	三新住宅	岡本 健太郎	平生萩原	東 章	新町西	佐田 良夫	長迫	河本 浩
平生萩原	東 章	西浜東	生川 盛興	長尾	山本 隆嗣	新町南	平島 和則	松尾	山本 隆嗣
長迫	河本 浩	柴町	河村 悦美	磯崎	森次 博子	新町つくし	藤本 彩	磯崎	森次 博子
松尾	山本 隆嗣	大正町	三戸 育治	堅ヶ浜東	升見 克己	新湊	河野 直人	堅ヶ浜中	富田 伸一郎
磯崎	森次 博子	西浜	平野 千津恵	堅ヶ浜西	岩政 博之	下豊田	村尾 哲男	荒木	皆田 恵子
堅ヶ浜東	升見 克己	角浜	竹村 将幸	新開	西本 敏宏	壱の割	鶴長 文夫	新開	西本 敏宏
堅ヶ浜中	富田 伸一郎	戎町	廣本 雅彦	人島	村川 清治	西十八割	国重 裕昌	人島	村川 清治
堅ヶ浜西	岩政 博之	新市	烏田 久志	高須	笹木 孝典	磯崎団地	吉野 文子	高須	笹木 孝典
荒木	皆田 恵子	裏町	光井 昭憲	沼	久原 靖司	湊の内	三宅 満	沼	久原 靖司
新開	西本 敏宏	坂の下一区	重蔵 裕之	西原	西本 保	新町団地	坪内 等	西原	西本 保
人島	村川 清治	坂の下二区	橋本 貴博	上横一区	北野 将征	中湊	林 勇	上横二区	平川 勝秀
高須	笹木 孝典	坂の下三区	長安 和美	上横二区	平川 勝秀	東十八割	今村 成利	上横三区	木山 俊治
沼	久原 靖司	坂の下四区	下村 尚子	上横団地	河村 一二三	ホームタウンW南	栗川 保男	上横団地	河村 一二三
西原	西本 保	坂の下五区	大谷 武彦	下横一区	吉原 哲男	ホームタウンW北	末岡 幸子	下横二区	西 健太郎
上横一区	北野 将征	光輝病院住宅	井藤 純子	下横二区	松井 節子	ホームタウンR1	米満 恵子	下横三区	木山 俊治
上横二区	平川 勝秀	光輝看護師住宅	井藤 純子	下横四区	松井 節子	ホームタウン特公賃	田川 美代子	下横四区	木山 俊治
上横三区	木山 俊治	土手町東一区	齊田 陽子	下横五区	松井 節子	西高須	岡 利治	下横五区	木山 俊治
上横団地	河村 一二三	土手町東二区	橋本 和博	湊ノ浜	佐古 武志	南原	笹木 裕恵	湊ノ浜	佐古 武志
下横一区	吉原 哲男	中原	中本 亮輔	中原	中本 亮輔	尾国一区	窪田 力三	尾国二区	磯邊 厚士

大野地区

南下	武本 敬子
南上	山本 義道
園田	田村 憲司
蔭平	大串 哲朗
日向平	田代 敦
中村	米村 智幸
中村団地	松嶋 みつ子
中村南	古田 明子
長谷前	藤田 智典
長谷後	高木 哲夫
河田	山本 秀樹
弁上	松浦 慎治
今井	中本 映二
今井団地	西 あけみ
喜多	野坂 光男
大野萩原	岩崎 憲一
水越	小田 登喜夫
大久保	辻田 克宏
みのげ	中村 一幸
大野促進	奥村 英子
大野東団地	萩原 健一
大野西団地	鶴田 昇
今井西団地	北園 幹寛
大野南団地	田中 孝幸
和泉	武田 巧

曾根地区

百済部	嶋中 伸資
西水場	吉原 忠信
東水場	福永 淳
新地	鉄田 茂美
向井原	吉本 哲雄
向井原下	藤田 守弘
向井原上	久保田 節夫
奥下	新村 麗子
畑	佐川 初恵
平原	岡井 清
地方上	合頭 興亜
地方下	河野 富雄
沖	山本 喜英
隅田	尾崎 強
中隅田	菅原 ヤス子
新隅田	脇村 克則
沖団地	小濱 一也
六枚	新庄 正人
小山	友澤 秀樹
長尾	西村 昭文
新長尾	外村 律生
光輝病院寮	山本 光夫
曾根ハイツ	中村 幸男
メゾン中隅田	村田 眞作

佐賀地区

尾国一区	窪田 力三
尾国二区	磯邊 厚士
尾国三区	田中 博通
尾国四区	森脇 勲
尾国五区	守田 龍生
小郡	國行 正和
秋森	下柰 義彦
黒羽根	西岡 幸男
東魚見	米谷 修
西魚見	中川 博幸
浜田	奥原 紀之
小森	西村 悦男
森の下上	藤村 政嗣
森の下沖	友田 満昭
浜崎	上野 敏彦
神田	野上 真一
大田	藤本 勉
やぶ	叶本 章
上組	藤永 茂信
伊保木	河村 章
名切	村上 啓賀
丸山	木船 紀之
田名上	梅本 光男
田名中	松永 恵善
田名沖	秦穴 利広
佐合	吉井 浩憲

【自治会・行政協力員についての問合せ先】 町役場地域振興課 まちづくり班 ☎56-7120

5月は児童福祉月間です

「ぶちええね 輝いちよる その笑顔」(令和5年度児童福祉月間標語 最優秀作品)

目安箱 “町長への提言”

目安箱は、各公共施設に投函箱を設置し、町民の声を広くお聞きするものです。

寄せられたご意見などについて、双方向の意見交換ができるよう、努めていきたいと考えていますので、連絡先等、お忘れなく記入されますようお願いいたします。

今後もこの制度をご利用いただき、たくさんのご意見などをお寄せください。お待ちしております。

「町長と語る会」もご利用ください

町長との対話を通じて、町政に対する町民のみなさんの率直なご意見をお待ちしております。

●日時

毎月第4水曜日 18:00～

●場所

町役場町長室

●事前予約

第3水曜日の正午までに電話等でお申し込みください。

☎町役場総務課 総務班 ☎56-7111

令和4年度に寄せられた主なご意見など

- ▶イノシシの駆除について
- ▶平生町内の美化推進
- ▶職員の窓口対応
- ▶道路および河川とその周辺の草刈り 等

目安箱設置公共施設

町役場本庁
平生まち・むら地域交流センター
堅ヶ浜地域交流センター
宇佐木地域交流センター
大野地域交流センター
曾根地域交流センター
佐賀地域交流センター



※電子メールは、町ホームページ内の「目安箱」からご利用ください。

本年度も滞納整理を強化しています

納税者のみなさんから納付していただいている町税は、福祉・教育・生活環境の整備など、住民サービスを行うための大切な財源です。

町では、重要な自主財源である町税を確保するため、また、納めていただいた人との税負担の公平性を保つためにも、納付できる経済状況にあるにもかかわらず納税に誠意がない人に対して、財産を差し押えるなど厳正な滞納整理を行っています。

本年度も、徴税の専門知識を有した県税務課職員とともに町税などを徴収する併任徴収制度を実施し、滞納者に対してさらに厳しい滞納整理の強化に取り組んでいます。

期限内の納付が困難な場合は
税務課納税班にご相談ください。

☎町役場税務課 納税班 ☎56-7114

●滞納処分の流れ

- 1 納期限を過ぎると
法律で定められた延滞金（納期限の翌日から計算）も納めていただくこととなります。
- 2 督促状の発送
納期限から20日以内に督促状を発送し、督促手数料として100円納めていただくこととなります。
- 3 財産調査
督促状発送後も納付がない場合は、官公庁、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。法律に基づき、本人への事前了承なしに実施します。
- 4 差押え
財産調査で明らかになった不動産・自動車・給与・預貯金・生命保険などの差押えをします。預貯金・売掛金が差押えになると、金融機関や取引先からの信用を失うおそれがあります。
- 5 換価（現金化）
差押えをした財産をお金に換え（不動産や自動車などは公売）、滞納税に充当します。

令和4年度

財政公表

令和4年度予算の収入・支出状況（3月31日現在）を公表します。財政公表は、町民のみなさんに町の財政がどのような状況になっているかを知っていただくため、年2回公表するものです。

☎町役場総務課 財務班 ☎56-7111

◆一般会計予算の収支状況【現行予算額 66億5,704万円】 ※各予算額、収入・支出済額には繰越明許費を含む。

歳入 収入済額合計 59億4,462万円 (89.3%)

歳出 支出済額合計 53億9,775万円 (81.1%)

項目	現行予算額	収入済額	達成率	項目	現行予算額	支出済額	達成率
地方交付税	21億7,896万円	22億3,375万円 (102.5%)	100%	民生費	18億7,249万円	14億1,985万円 (75.8%)	100%
町税	12億9,577万円	13億1,158万円 (101.2%)		総務費	14億4,358万円	11億7,389万円 (81.3%)	
国庫支出金	10億7,723万円	9億1,128万円 (84.6%)		土木費	8億5,549万円	6億1,025万円 (71.3%)	
県支出金	5億1,235万円	3億8,304万円 (74.8%)		衛生費	4億5,691万円	4億1,188万円 (90.1%)	
町債	5億1,317万円	7,237万円 (14.1%)		公債費	5億213万円	5億71万円 (99.7%)	
繰越金	3億3,961万円	3億3,961万円 (100.0%)		教育費	3億9,940万円	3億5,452万円 (88.8%)	
地方消費税交付金	2億7,800万円	2億7,568万円 (99.2%)		農林水産業費	3億5,249万円	2億7,124万円 (77.0%)	
繰入金	1億4,320万円	1億4,319万円 (100.0%)		消防費	2億7,846万円	2億6,952万円 (96.8%)	
諸収入	1億1,837万円	9,107万円 (76.9%)		災害復旧費	1億6,672万円	7,848万円 (47.1%)	
地方譲与税	4,989万円	4,497万円 (90.1%)		商工費	1億3,370万円	1億3,203万円 (98.8%)	
その他	1億5,045万円	1億3,802万円 (91.7%)		その他	1億9,563万円	1億7,534万円 (89.6%)	

◆特別会計予算の収支状況

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険	17億2,062万円	15億90万円	87.2%	15億6,641万円	91.0%
下水道	8億3,290万円	8億1,250万円	97.6%	7億7,996万円	93.6%
漁業集落環境整備	1億2,266万円	9,208万円	75.1%	8,133万円	66.3%
介護認定審査会	2,359万円	748万円	31.7%	2,275万円	96.4%
介護保険	13億7,296万円	11億7,485万円	85.6%	11億8,804万円	86.5%
後期高齢者医療	2億8,323万円	2億3,826万円	84.1%	2億3,362万円	82.5%

◆町有財産の状況

証券	証券・出資金・基金	33億252万円
土地	土地	183万4,598㎡
建物(※)	建物(※)	5万4,910㎡
消防車	消防車	14台
公用車	公用車	27台

◆町債残高・一時借入金の状況

道路や公共施設の整備事業などの財源とするため、国や銀行などから長期に借り入れている資金の状況です。(家庭における借金)

区分	金額
一般会計	46億7,233万円
特別会計	
下水道	38億1,267万円
漁業集落環境整備	5億7,313万円
合計	90億5,813万円
一時借入金	0円

注) 上記金額は1万円未満を切り捨てており、各図表内の比率や合計などが一致しないことがあります。

※広報ひらお令和4年11月号7ページ「令和4年度財政公表」に掲載した建物面積に誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。 誤) 4万7,384㎡ 正) 5万4,512㎡

用語解説

- 【地方交付税】町の財政状況に応じて国から交付されるお金
- 【町税】町民税や固定資産税などの税金
- 【国庫支出金】国からの補助金や負担金
- 【県支出金】県からの補助金や負担金
- 【町債】国や銀行からの借入金
- 【繰越金】前年度から繰り越したお金
- 【地方消費税交付金】地方消費税から配分されるお金
- 【繰入金】基金などから繰り入れたお金
- 【諸収入】他の歳入科目に含まれない収入
- 【地方譲与税】国税の一部が譲与されるお金

6月は土砂災害防止月間 大雨・土砂災害に 備えましょう！

土砂災害や水害が多発しやすい梅雨の季節を迎えます。被害を軽減するために、次のことにご留意ください。

危険箇所・避難場所の確認

事前に災害の種類に応じた避難場所や避難経路などを確認しておきましょう。

土砂災害については、山鳴りや流れてくる水の濁り、亀裂などの前兆がみられることがあります。その場合は、すぐにその場から離れてください。

水害については、雨の様子や周囲の状況から危険を察知し、早期の避難を心がけましょう。

災害情報の収集

テレビやラジオ、気象庁のホームページなどで気象情報や警報などの発令状況を確認しましょう。

また、町では浸水想定区域や土砂災害警戒区域を記載したハザードマップを、対象地域にお住まいのみなさんに配布していますので、ご確認ください。

関連ホームページ

気象庁
(気象情報・警報など)
<https://www.jma.go.jp/jma/>



町ホームページ
(各種ハザードマップなど)
<http://www.town.hirao.lg.jp/kurashi/bousai/map/>



山口県土木防災情報システム
(土砂災害警戒区域等マップなど)
<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>



■問合せ先
土砂災害警戒区域
各種ハザードマップについて
町役場 建設課 ☎56-7118
避難場所・各種防災情報について
町役場 総務課 ☎56-7111

下水道工事のお知らせ

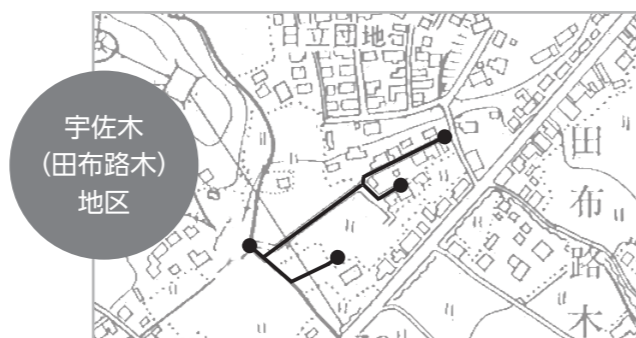
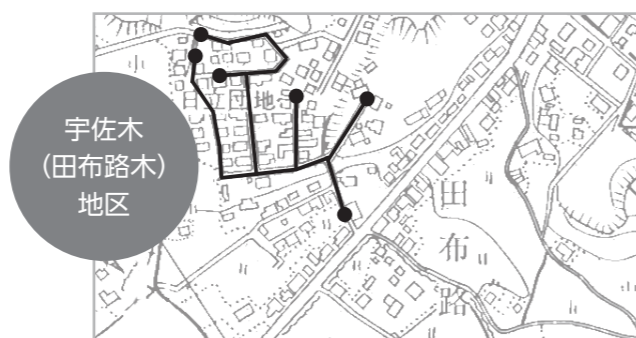
本年度の下水道工事実施予定箇所は次のとおりです。(工事の箇所は変更する場合があります)

下水道工事は、公道(町道など)に下水道管を埋設する工事です。万全の注意を払って工事を実施しますが、一時的な通行止めや騒音など、ご迷惑をおかけすることもあるかと思います。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

なお、関係者には事前に工事の説明を行います。

圃町役場建設課 ☎56-7118



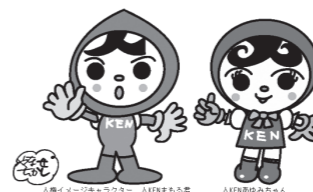
特設人権行政相談のお知らせ

人権擁護委員法が施行された6月1日は『人権擁護委員の日』です。

本町では、次のとおり特設人権行政相談所を開設し、日常生活における人権に関する悩みや困りごと(人権相談)や、行政全般についての苦情・相談ならびに意見や要望(行政相談)を受け付けます。

相談は無料で秘密は厳守します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

※本町では、毎月第2月曜日に人権擁護委員・行政相談委員による人権行政相談を開催しております。相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



特設人権行政相談所

- 日時 6月1日 10:00~12:00、13:00~15:00
 - 場所 平生まち・むら地域交流センター 第1研修室(1階)
 - 相談内容(例)
 - ・家族関係(夫婦、離婚、遺言、相続)
 - ・近隣関係(境界、騒音、うわさ)
 - ・金銭問題(借金、サラ金、詐欺、保証人)
 - ・配偶者や交際相手からの暴力(DV)
 - ・子どもに関すること(いじめ、体罰、不登校、虐待)
 - ・高齢者・障がい者・福祉問題(扶養、介護、生活保護)
 - ・土地問題、裁判や弁護士に関すること
 - ・役場、国、県への不満、不信
 - 相談員 人権擁護委員、行政相談委員
- 圃町役場総務課 総務班 ☎56-7111
圃山口地方方法務局周南支局 ☎0834-28-0244

自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について

本年度も自衛隊から募集対象者情報の提供依頼を受けており、対象者の情報(氏名・住所・生年月日・性別)を紙媒体により提供を行うこととしています。情報の提供を望まない人については、除外申請書を提出してください。除外申請書の様式の取得など詳しいことは、町ホームページで確認してください。

http://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/chomin/koseki/jiekan_joho.html



- 対象者 平成17年4月2日~平成18年4月1日生まれの人
- 受付期限 5月31日 16時(田・田を除く)
※郵送の場合は、受付期限日必着です。
- 郵送先・提出場所
〒742-1195 平生町大字平生町210番地の1
町役場町民福祉課
圃町役場町民福祉課 ☎56-7113

有害獣防除柵の設置に補助金を交付します

町では、イノシシやタヌキ、アナグマなどの有害獣による農作物の被害や生活環境の被害を防止するため、電気柵、フェンスおよびトタン板の設置に対し、補助金を交付します。

なお、申請には条件等がありますので、事前にお問い合わせください。

- 補助対象
イノシシやタヌキ、アナグマなどの有害獣の被害防止を目的として、次のいずれかの土地に設置する電気柵・フェンスおよびトタン板の原材料費(鳥獣除けネットなどの耐久性が低いものおよび設置工事費は対象外)
- ①耕作中または耕作予定の土地(家庭菜園も含む)
- ②鳥獣の侵入により当該地または周辺地の生活環境に被害が生じた土地、または生じるおそれのある土地

- 補助対象者 対象地の所有者または管理者
 - 補助金の額 柵の原材料費の2分の1(限度額3万円)
 - 申請に必要なもの 領収書(内訳が分かるもの)および位置図
- ※過去に同様の補助金を受けた人も申請できますが、予算の範囲内において、同一世帯の補助金申請は年度に1回限りです。

③鳥獣被害防止には、周辺の雑草の管理や、野菜や果樹を農地等に放置しないなどの取組みも併せて必要です。

圃町役場環境政策室 ☎56-7126

起業支援事業

町内の産業振興を図るため、新たにビジネスを開始する人に対して事業所開設等の資金の補助を行います。

●主な対象要件

補助金交付後、5年以上継続してビジネスを行う意思があり、次の要件を満たす人

- ①本年度内に新しくビジネスを開始する人または開始し、1年を経過していない人
- ②町内に事業所を設置予定または設置している人
- ③許認可等が必要なビジネスの場合、既に許認可を受けている人〔風俗業、興信所、集金・取立業、易断所、宗教・経済・政治団体等を除く〕
- ④起業者が個人の場合、本町の住民基本台帳に記載されていること
- ⑤起業者が法人の場合、町内を本店所在地として法人登記が行われていること
- ⑥次のいずれかを1カ月以上にわたり4回以上受けていること

1 平生町商工会、山口銀行平生支店、東山口信用金庫平生支店、日本政策金融公庫徳山支店において、起業に関する相談

2 柳井商工会議所の「やない創業塾」

●補助金の額

- 【金融機関からの借入金がある場合】 100万円
- 【金融機関からの借入金がない場合】 50万円

●補助対象経費

- ①事業所拠点費（事業所の設備等に係る経費）
- ②販売促進費（広告宣伝費、販路開拓費等）
- ③人件費（従業員の給与等〔事業主および家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は除く〕）
- ④その他の経費（印刷製本費、原材料費、通信運搬費、消耗品費等〔食糧費等の個人消費的経費を除く〕）

●申込期間 6月1日(日)～7月31日(日)

※所定の様式に必要な書類を添えて申請してください。手続に必要な書類など詳しい内容については、お問い合わせまたは町ホームページ（各種様式等ダウンロード可）をご覧ください。

●補助対象者の決定

町が設置した審査委員会において、正式決定します。
※交付決定を受けた補助対象者は、来年度から5年間、事業の実施状況を報告する必要があります。

町役場地域振興課 地方創生班 ☎56-7120

国民健康保険税の税率が変わります

今後も安定した国民健康保険事業の運営を行うため、国民健康保険税について平生町国民健康保険運営協議会の審議を経て、次のとおり改定することとなりました。

加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、軽減制度もあります。

詳しくはお問い合わせください。

町役場税務課 ☎56-7114
町役場健康保険課 ☎56-7115

		改定前	改定後	増減
医療保険分	所得割	5.70%	6.20%	+ 0.5%
	均等割	24,900円	26,600円	+ 1,700円
	平等割	18,200円	18,700円	+ 500円
	課税限度額	650,000円	650,000円	増減なし
後期高齢者支援金分	所得割	2.10%	2.40%	+ 0.3%
	均等割	8,900円	9,900円	+ 1,000円
	平等割	6,600円	7,000円	+ 400円
	課税限度額	200,000円	220,000円	+ 20,000円
介護保険分(40～64歳までの被保険者)	所得割	1.80%	2.00%	+ 0.2%
	均等割	9,300円	10,500円	+ 1,200円
	平等割	4,600円	5,200円	+ 600円
	課税限度額	170,000円	170,000円	増減なし

【所得割】被保険者（加入者）の所得（収入）に応じてかかる税率（額）
【均等割】被保険者（加入者）1人あたりにかかる税額
【平等割】1世帯にかかる税額
【課税限度額】年間に支払う税額の上限度額

後期高齢者医療制度のお知らせ

低所得者に対する保険料の軽減措置

- 令和5年度の軽減措置は次のとおりです。
- ①令和4年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額(53,417円)が下表のとおり軽減されます。
 - ②会社などで加入していた保険の扶養に入っていた人は、所得割額の負担はなく、均等割額が資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割軽減されます。

世帯主および被保険者の所得の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円以下	7割軽減	16,025円
43万円+ (29万円×被保険者数) 以下	5割軽減	26,708円
43万円+ (53.5万円×被保険者数) 以下	2割軽減	42,733円

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金または給与所得者の数が2人以上の場合「10万円×(年金または給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

保険料額決定通知書の送付について

本年度の保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります。納付方法や納期限は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

年金天引きから口座振替に変更できます

保険料の納付方法が「年金天引き」の人も、申し出により「口座振替」に変更できる場合があります。申し出は随時受け付けますが、7月28日(金)までに申し出があれば10月分から口座振替が可能です。

口座振替に変更すると、口座名義人の社会保険料控除が増えることにより、世帯全体で計算したときに所得税・住民税が減額になる場合があります。変更の手続きについてはお問い合わせください。

口座振替の手続について

これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人で、後期高齢者医療制度でも口座振替による納付を希望する人は、新たに口座振替の手続きが必要です。

【申込場所】各金融機関

【必要なもの】通帳、届出印および保険証

保険証に点字シールの貼付を希望する人へ

7月下旬にお届けする新しい保険証に、点字シール(封筒に「保険証在中」、保険証に「保険証」と点字を打刻したもの)を貼り、送付することが可能です。

希望する場合は、6月23日(金)までにご連絡ください。

町役場健康保険課 保険年金班 ☎56-7115

町役場後期高齢者医療広域連合業務課 ☎083-921-7111

人権コラム No.126

つながりぬくもり

悪魔のささやき

平生町人権教育推進協議会
(事務局：町教育委員会)

地域交流センターから町役場に行くとき、川沿いの狭い横断歩道で、歩行者も自転車も自動車もだれもいない昼下がり。目の前の信号は赤。ふと頭をよぎります。エイ！渡っちゃろうか。四十年ぐらいい前のイタリアで、ガイドが次のように言っていました。「道路は、もともと人が歩くためのものだから、信号は自動車を守るためにある。歩行者はいつ渡ってもよい。しかし、交通事故に遭ったら、何が何でも歩道には「上がれ」と。

確かに昔の道は人間の専有物でした。その後、自転車が登場しました。自転車が人間の歩行に遠慮しつづけていた。次に車社会となり、圧力的な力関係で、人は道路の横断を、地下にもぐるか陸橋を昇るかで苦しめられていきます。下校のとき、昔の子どものように雨を避けるための軒下や、強い日差しを避けるため

の日程を求めて、道をジグザグに歩く自由もなくなり。二カ月前のころ、同じ交差点で車も自転車もいない静かな昼下がりのこと。赤信号のときに親子が通りかかりました。母親が一歩踏み出そうとしたそのとき、園児がしっかりと母親の服を引っ張り、信号を指さして話しかけていました。別の日には、小学生二人が当たり前のように、赤信号が青になるまで待っていました。私は、同じ状況下で、誰も通らないから行け！との心のささやきに負けて渡ったこともあり。これは、法や規則を守ることの重要性から絶対に許される行為ではありません。しかし、人間はほぼ全員、善と悪を勧める二つの心を持っていきます。悪の心も、すべての生活の場面で出番を伺っています。この悪魔のささやきを押しさえ込むにはどうすればよいでしょう。

全日本都道府県対抗剣道 優勝大会出場報告

4月25日に加藤輝也さんが、第71回全日本都道府県対抗剣道優勝大会(団体戦)への出場を報告するため、町役場に来庁しました。これは、今年2月に行われた都道府県予選で優勝し、今大会の出場権を獲得したものです。加藤さんは出場に際し「この大会には、自分の高校時代の恩師と出場できるのでうれしいです。大会では、1つ1つ勝てるように、緊張せずがんばりたいです」と話されました。



2023サザンセト・ロングライド in やまぐち参加者募集中

本大会は、タイムを競うレースではなく、制限時間内で自転車を通じて多島美を誇る瀬戸内海や山ろくの美しい景観を楽しみながら走行するサイクルイベントです。

- 日時 10月8日(日)【スタート】午前6時15分～(予定)
- 発着地 アデリーホシパーク(柳井ウェルネスパーク)
- 種目



	ロングライドコース	ショートコース
走行距離	約125km	約70km
コース	柳井市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町の1市4町を巡ります。	柳井市、上関町、平生町、田布施町の1市3町を巡ります。
参加費	12,000円(消費税および傷害保険料を含む)	8,000円(消費税および傷害保険料を含む)
	※申込後の取り消しや、荒天に伴う大会中止などの場合、参加費は返金しません。	
募集人数	900人	200人

- 申込み
公式サイトでのインターネット受付のみ
(<http://www.southernseto-longride.jp/>)



〒サザンセト・ロングライド in やまぐち大会事務局
一般社団法人 ITADAKI (イタダキ)
☎082-961-4002



まちの話題

平生町地域力創造アドバイザー委嘱

4月7日に町役場で平生町地域力創造アドバイザー委嘱状交付式を行い、一般財団法人地域活性化センターの吉弘拓生さんをアドバイザーに委嘱しました。

これは、町の魅力発信や地域活性化の取組みを強化するため、全国で前述の取組みを行っている職員等(外部専門家)をアドバイザーとして招へいたものです。

アドバイザーに委嘱された吉弘さんは「これまでの経験を活かし、平生町を魅力あるまちとするためのお手伝いが出来ればと思います」と話されました。



いちご狩り体験

4月12日に弘津農園で、ひらお保育園の園児がいちご狩りを体験しました。

園児たちは弘津さんにいちごのとり方を教わった後、農園内のビニールハウスに入り、いちごをとりました。

園児は、大きくよく熟れた(赤くなった)いちごを食べて「甘くておいしい」と大喜びでした。



4年ぶりに開催 スポーツ少年団大会

4月16日に、町体育館で令和5年度平生町スポーツ少年団大会が開催されました。

本大会は4年ぶりの開催で、会場にはスポーツ少年団員、指導者、育成会員が一堂に会し、各団の団長等が任命されるとともに、団員を代表して河村奏さん(平生剣道スポーツ少年団)が、壇上にて団活動のさらなる発展と向上を誓いました。



ピラティス講座

4月18日に大野地域交流センターでピラティス講座があり、11人が参加しました。ピラティスとは胸式呼吸を行い体内のインナーマッスル(身体の深いところに位置する筋肉)を鍛えることで体の機能改善を図るエクササイズを指します。この日はPHIピラティスインストラクターである白橋麻弥さんの指導のもとピラティスを実践し、参加されたみなさんはゆっくり時間をかけて自身の体をリフレッシュしました。



平生町食生活改善推進協議会
作ってみんさい
食べてみんない

もちもち♪おからポンデケージョ

ポンデケージョとは、ポルトガル語でパン=パン、ケー
ジョ=チーズという意味のブラジル生まれのチーズパンで
す。もちもちとした食感で一口サイズなのでおやつにも
ぴったりです。
おからパウダーを入れることで手軽に食物繊維やカルシ
ウムを摂ることができます。ぜひ温かいうちにお召し上が
りください。

材料 4人分

- おからパウダー… 15g 粉チーズ… 30g
- 水… 55ml オリーブオイル
- 片栗粉… 50g …… 小さじ2
- 牛乳… 35ml 塩… 少々

作り方

1. オーブンを170度に予熱しておく。
2. ボウルにおからパウダー、水を入れて戻す。
3. [2] に片栗粉、粉チーズ、塩を加えて全体を混
ぜ合わせる。
4. 牛乳、オリーブオイルを加えてひとまとまりにし
たら、8等分にして丸める。
5. クッキングシートを敷いた天板の上に並べ、オー
ブンで15~20分焼く。

軽自動車税（種別割）の
減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神
障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が軽自動車を
所有、使用している場合、障害の区分や等級による一定
の要件を満たすときは、軽自動車税（種別割）の減免を
受けることができます。減免の対象となる車両は、障が
い者1人につき、普通自動車を含めて1台です。軽自動
車税（種別割）の減免を受けると、普通自動車税（種別割）
の減免は受けることができませんのでご注意ください。

減免申請は、軽自動車税（種別割）を納付する前に町
役場税務課で手続きが必要です。

※令和4年度に軽自動車税（種別割）減免を受けてお
り、減免内容に変更のない方には個別の確認のため
の報告書を郵送しています。

●申請期限 5月30日

●持参物

身体障害者手帳等、軽自動車税（種別割）納税通知書、
車検証、運転者の運転免許証
【障がい者等と生計を一にする人が、障がい者のために所有、運転
する場合】

生計が一であることが確認できる書類、使用目的（通学、
通院、通勤など）が確認できる書類

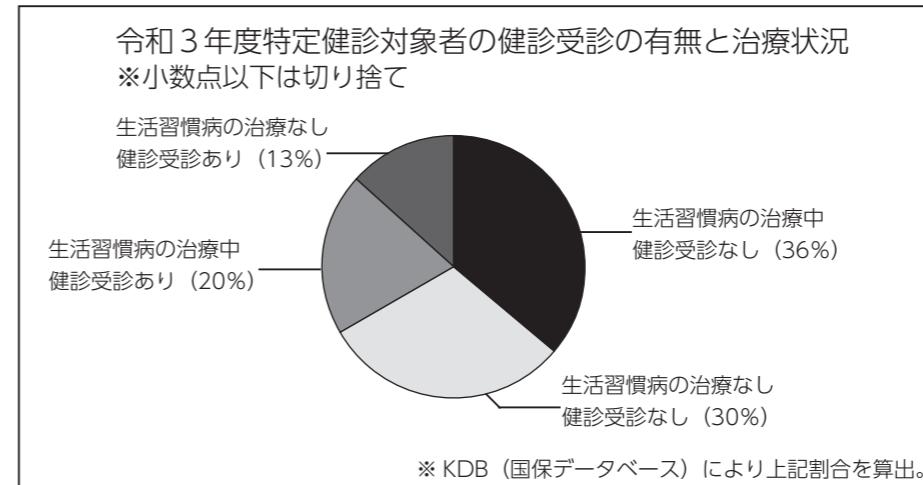
【障がい者等を常時介護する人が運転する場合】

運行計画書、証明書（施設・学校などの証明）、誓約書
町役場税務課 ☎56-7114

特定健診の対象者は40歳から74歳の方であり、町からは5月下旬まで
に国民健康保険の被保険者に対して受診券を送付します。
(国保以外の方は加入する健康保険の保険者から案内があります)

特定健診の対象者と生活習慣病の治療状況

令和3年度の特定健診対象者2,013人を4つの属性に分類し、割合を算出
したところ、次のようになりました。



※ここでの生活習慣病は、「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」、「高尿酸血症」、「脂肪肝」、「動脈硬化症」、「脳出血」、「脳梗塞」、「狭心症」、「心筋梗塞」とし、治療中とは、1年間に1度でもレセプトにいずれかの病名がある場合をいう。

対象者のうち、最も多いのは「生活習慣病の治療中で健診を受診していない人」でした。
過去に平生町が特定健診を受けていない人に行った未受診の理由アンケートの結果「定期的に通院しているため」
が最も多かったこととも一致します。

こんにちは保健師です
通院中の方も
特定健診を受けましょう

町健康センター
☎(56)7114
☎(56)7115

「定期的に通院している」=健康管理ができています??

かかりつけ医に定期的に通院していることは疾病の治療におい
てとても重要です。今後も自己判断で通院を中断せず、治療を継
続する必要があります。それに加え、ぜひ特定健診も受診してく
ださい。特定健診では右表の検査を行うので、治療中の疾病以外
のご自身の健康状態を確認することができます。検査の結果、治
療が必要な場合は、かかりつけ医にご相談ください。

(表) 特定健診の検査項目

- ・問診
- ・身長、体重、腹囲
- ・血圧
- ・血液検査
(脂質、血糖、肝臓、腎臓、貧血)
- ・尿検査
- ・心電図
(医師が必要と判断した場合)

職場で健診を受けている方へ

町では、特定健診対象者のうち、どの程度の人数が勤め先で健診を受けているの
か把握ができていません。「職場で健診を受けるため、特定健診は受けない」という
方はぜひ保健センターにその旨をお知らせください。

平生町と熊毛郡医師会は、
特定健診を通した町民の健康向上に取り組んでいます



暮らしの中に図書館を!!
平生図書館 ☎56-2310 【開館時間】9:00~17:15 図書検索・予約システム
【行事予定】5月20日田 古文書輪読会 [9:45/平生図書館] QRコード
【休館日】5月…22日、29日、31日(月末整理日) 6月…5日、12日

【ホームページ(予約・検索可)】<http://www.town.hirao.lg.jp/kurashi/shisetsu/toshokan.html>

New 一般書	New 児童書	話題の窓
地震・台風時に動けるガイド 辻直美 監修	きみがきみらしく生きるための 子どもの権利 甲斐田万智子 監修	もりのおへやをしようかします 茂市久美子 作 (講談社)
赤ちゃんをアレルギーにしない ためにできること 下条直樹 監修	がっこうのおばけずかん 斉藤洋 作	親切なうさぎが「あなたにぴったりの もりのおへやをしようかします。おへ やのことならおまかせください」という 看板を出しました。 すると、色々な動物が相談にやってき て……。読み聞かせにも、ひとり読み にもおすすめの絵本。
殺戮の狂詩曲 中山七里 著	なんてくさいんだ! ナンシー・カーペンター 絵	
ユーチューバー 村上龍 著	ブッチェットのぼうし アヤ井アキコ 絵	
虚心 吉川英梨 著	ちびくまくんとおほしさまのき はらだよしこ 作	

町民福祉課の窓口を開設

- 開設日
第1日曜日（1月、5月は第2日曜日）
第3土曜日
 - 開設時間 9:00～12:00
 - 取扱業務
 - ・マイナンバーカードの申請サポート（写真撮影が無料）、交付、電子証明書の更新
 - ・住民票の写しの交付、戸籍謄抄本（除籍・改製原戸籍を除く）の交付、印鑑登録および印鑑登録証明書の交付
- 岡田役場町民福祉課 戸籍班 ☎56-7113

人権行政相談

※相談無料・秘密厳守

次回
6月12日月

どなたでもお気軽にご相談ください

- 相談日
毎月第2月曜日（休日の場合は翌日）
- 時間（場所）
10:00～（平生まち・むら地域交流センター）
13:00～（佐賀地域交流センター）
- 相談員
人権擁護委員、行政相談委員
- 相談内容
 - ・人権に関わる悩みや困りごと
 - ・行政全般についての苦情相談ならびに意見や要望などについて

正しい知識で安心な消費生活

岡柳井地区広域消費生活センター ☎22-2125

「定期購入」トラブルに注意！

相談

通常1万円の美容液が初回限定2千円との広告をスマホで見て注文した。1回のみ購入のつもりだったが納品書に次回配達日が書いてあった。広告を再度確認すると「4回以上の商品購入が条件」と書かれていた。解約・返品したい。

アドバイス

通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、業者が定める特約による解約・返品となりますので、購入サイトの特約をよく確認してください。特約の表示がない場合は、商品到着後8日以内であれば、送料を負担して返品が可能です。

ワンポイント

昨年6月に特定商取引法が改正され、インターネット通信販売の注文時の最終確認画面で販売価格や数量、解約・返品方法を消費者にわかりやすく表示することが業者に義務付けられましたが、解約等に関する相談が全国の消費生活センターに引き続き多く寄せられています。購入前に表示内容を必ず確認し、画面を保存するなど記録を残しておきましょう。困ったことがあれば、迷わず柳井地区広域消費生活センターに相談してください。

インターネットで平生町の魅力をお届けしています

岡田役場地域振興課 ☎56-7120

平生町では、平生の魅力をより多くの方に知っていただくために、ホームページやSNSなど、インターネット上でたくさんの情報、魅力を写真や動画でお届けしています。平生町の行事やその様子から、季節ごとの見どころ、名所など幅広くお伝えしていきます。意外と知らなかった魅力や見覚えのある場所が出てくるかも？ 平生町内外問わず、多くの方々に見ていただきたいと思っています。ぜひご家族やご友人、お知り合いの方にもお伝えいただくと幸いです！

○平生町 note
(<https://hirao-town.note.jp>)



○平生町 PR 動画
(<http://www.town.hirao.lg.jp/gyosei/gaiyo/movie.html>)



○ひらおファンクラブ
(facebook)
(<https://www.facebook.com/hiraofanclub>)



▲平生町 PR 動画コーナーで「いちにちだけの夕焼け商店街」を公開していますので、是非ご覧ください。

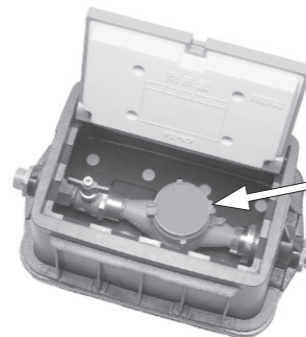
水道メーターの取替えを実施します

適切な水道使用量を測るため、計量法に基づく検定有効期間の8年に近づいた水道メーター（量水器）の取替えを順次行います。

●取替作業について

【作業実施者】 田布施・平生水道企業団 および指定給水装置工事事業者
【作業時間】 10分程度 ※作業中は水道が使用できません。
【立会いについて】 ご不在の場合でも取替作業をさせていただきますので、立会いは原則不要です。ただし、水道メーターが車の下や家屋内にある場合などは、立会いをお願いすることがあります。
【注意事項】 取替作業終了後、一時的に空気の混入による白い水や濁った水が出る場合があります。最初に水道を使うときは、蛇口をゆっくり開けて、しばらく水を出してください。

量水器ユニットBOX



水道メーター（量水器）

●取替費用について

水道メーターの取替費用については、企業団が負担します。ただし、作業中に給水施設の劣化・腐食・破損などが見つかつた場合、交換・修理を要請することがあります。企業団所有物である「量水器ユニットBOX」以外の部品などは契約者の所有物であり、契約者負担になる場合もあります。その際には事前にご相談します。

●悪質な業者にご注意ください！

取替作業の際、家屋内の蛇口修理の斡旋や浄水器の販売などをすることはありません。作業員は、企業団が発行している「田布施・平生水道企業団職員証」を携帯していますので、必要があれば提示を求めてください。

●取替対象メーターの確認方法

水道使用量の検針後に各家庭に配布しています「使用水量のお知らせ」のメーター番号で確認してください。

岡田布施・平生水道企業団 ☎(52) 24000

【本年度取替対象番号】
3509-001～3608-999

使用水量のお知らせ	
使用番号	機
メーター番号	口徑
使用月	年 月 日
検針日	年 月 日
今回メーター指針	m ³
前回メーター指針 (-)	m ³
取替前使用水量 (+)	m ³
使用水量	水道 下水道(滲出)
請求予定金額	m ³
使用料金	円
合計料金	円

柳井警察署だより

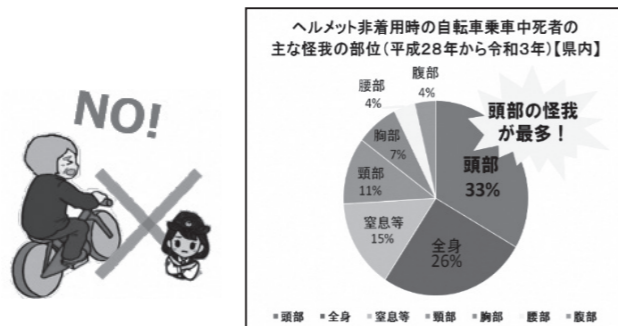
令和5年4月1日からヘルメットの着用が努力義務化！

改正道路交通法により令和5年4月1日から自転車に乗るすべての方のヘルメット着用が努力義務となります。

県内でも、頭部への怪我が最も多くなっているため、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用しましょう。

自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、自転車の交通違反が原因となる交通事故も発生しています。

自転車に乗るときは、信号や一時停止等の交通ルールを守り、ヘルメットを確実に着用して安全に利用しましょう。



岡柳井警察署 ☎23-0110

補助金額：最大3万円
(対象経費の1/3補助)

令和5年度省エネ家電等買換え促進事業補助金のお知らせ

町では、家庭からの地球温暖化対策の推進を目的とし、省エネ性能に優れた家電製品等への買換えの費用の一部を助成する補助事業を行います。
申請期間や条件等の補助金の詳細は、町ホームページやチラシをご覧ください。

※令和4年度に同補助金の交付を受けた世帯は対象外となります。

町役場環境政策室 ☎56-7126

詳細についてはこちら▶
(令和5年度省エネ家電等買換え促進事業補助金)



Information

情報伝言板

じょうほうでんごんばん

試験・募集

消防設備士試験

- 試験日 9月3日(日)
- 場所 下関市、山口市、周南市
- 試験の種類 甲種(特類、第1〜5類)、乙種(第1〜7類)
- 受験願書受付期間 「電子申請」 6月30日(金)〜7月11日(日)
- 「書面申請」 7月3日(日)〜14日(金)
- 電子申請の詳細については、「財」消防試験研究センターのホームページを確認してください。
- 周東地区危険物安全協会 ☎(22) 3025
- 柳井地区広域消防本部予防課 ☎(23) 7774

講座・講習

甲種防火管理新規講習

- 日時 7月5日(木)、午前9時30分(受付は午前8時50分)〜午後4時30分、6日(金)午前9時〜午後4時(2日間)
- 場所 柳井市文化福祉会館

柳井圏域手話奉仕員養成講座(入門課程)

- 日時 6月24日〜10月21日の原則毎週土曜日(午後1時30分〜午後4時40分(全11回))
- 場所 柳井市文化福祉会館
- 内容 聴覚障がい者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する。
- ※入門編と基礎編を2年間で実施しています。基礎編の受講は、入門編を修了した人に限ります。
- 定員 25人程度
- 受講資格 令和6年度基礎課程(45時間)の受講が可能な人
- 受講料 無料 ※テキスト代別途要
- 申込期限 5月26日(金)
- ※詳しい日時などについては、お問い合わせください。
- 町役場町民福祉課 ☎(56) 7113

お知らせ

浄化槽設置費の一部を補助します

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置費の一部を補助します。
- 申請受付期間 令和6年1月31日(木)まで
- 補助予定基數 5人槽、7人槽、10人槽 全体で8基(予定基數もしくは予算額に達した時点で受付を終了します)
- 補助金額
 - 【5人槽】 33万2千円
 - 【7人槽】 41万4千円
 - 【10人槽】 54万8千円
- 補助交付対象者 次の要件をすべて満たす人
 - ①公共下水道の事業計画区域外および漁業集落排水施設の処理計画区域外の地域で専用住宅に処理対象人員10人以下の汚水処理普及率向上につながる浄化槽を設置される人
 - ②町税等の滞納がない人

日積浄水場一般見学会

- 第65回水道週間の期間中に、柳井地域広域水道企業団では日積浄水場一般見学会を次の要領で行いますので、希望される方はお申し込みください。
- 日時 6月1日(日)〜7日(日)(回は除く) 午前9時〜午後4時まで
- 場所 柳井地域広域水道企業団日積浄水場(柳井市)
- 内容 柳井地域広域水道企業団の概要説明および日積浄水場見学
- 申込方法 事前に電話にて柳井地域広域水道企業団総務課までお申し込みください。
- ※少人数の場合は時間調整をする場合があります。
- 柳井地域広域水道企業団 ☎(28) 5333

密輸に関する情報提供のお願い

税関では「G7広島サミットの開催に伴う取締強化期間」として、銃器およびテロ関連物資の水際取締強化を実施しています。皆様から寄せられる「密輸に関する情報」が、密輸摘発の貴重な手掛かりです。不審な話

相続登記が義務化されます！

- 「相続登記の申請義務化」に関する講演会・相談会
- 日時 6月18日(日) 10:00〜16:00 (講演会：10:00〜11:00 相談会：11:00〜16:00)
- 場所 「中市コミュニティホールNac」(山口市) ※相談無料、秘密厳守、事前予約制です。
- 内容
 - ・講演会 テーマ「相続登記の申請義務化について」
 - ・相談会 司法書士が、土地・建物の相続の登記に関するご相談をお受けいたします。
- 利用料 無料
- 申込方法 6月15日(木)までに電話申込
- 町役場 ☎083-922-2295 (音声ガイダンス「4」→「3」)

徳山年金事務所出張年金相談【要予約】

年金相談を実施します。お気軽にご利用ください。

- 日時 6月1日(日) 10:00〜12:00 13:00〜16:00
- 会場 平生町商工会
- 持参品
 - 基礎年金番号のわかるもの(年金手帳・年金証書・基礎年金番号通知書など)
 - 相談者本人の確認ができるもの(運転免許証など)
 - ※代理人による相談の場合は、委任状および代理人本人の確認ができるものを持参してください。
- 予約受付期限(完全予約制) 5月31日(日)
- 町役場 ☎0834-31-2152
- ※町役場では予約を受け付けていません。

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

- 開催日程 5月19日(金)〜21日(日)
- ※グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品所在)周辺海域・河川部周辺海域において、海上警備を強化します。
- ※海上警備強化期間は、5月15日(日)〜22日(日)の関連行事終了までとなっています。
- 詳細についてはこちら▶
- 町役場 ☎0834-31-0110 (第六管区海上保安本部ホームページ)

水道週間【6月1日(水)〜7日(水)】

井戸水の無料水質検査

- 対象者 田布施・平生水道企業団配水区域内(水道の本管が前面道路に布設されている区域)で、井戸水を飲用に使用している人(以前に本検査を受けたことがある人を除く)
- 募集期間 6月1日(日)〜7日(日)(期間内消印有効)
- 実施件数 10件
- 試験内容 13項目(一般細菌、大腸菌、濁度、色度、PH値、臭気、味、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、鉄およびその化合物、カルシウム・マグネシウム、マンガンおよびその化合物)
- 採水方法 企業団の職員が採水(採水日は後日連絡)
- 申込方法(電話での申込みはご遠慮ください) はがきまたはFAX(郵便番号、住所、氏名、自治会名、電話番号および「水質検査を希望」を明記)
- ※申込多数の場合は抽選とし、当選者のみ連絡します。
- 町役場 ☎52-2400 FAX 52-2587
- 〒742-1511 田布施町大字下田布施3430-2

< 以下は広告欄です >

< 以下は広告欄です >

まちのカレンダー

5月

16	🔥	育児学級（要予約）[9:30 / 保健センター]
17	🌧	こころの健康相談（要予約）[13:30 / 保健センター]
18	🌳	ヨガ教室 [13:30 / 大野📍]
19	👑	もの忘れ相談 [13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ]
20	⊕	休日窓口（住民票・戸籍・印鑑証明・マイナンバーカード（申請支援・受取）・マイナポイント申込み支援） [9:00～12:00 / 町役場町民福祉課] さつまいも植え [9:00 / 曾根📍] 陶芸教室 [13:30 / 堅ヶ浜📍]
21	📺	
22	📺	
23	🔥	
24	🌧	町長と語る会（要予約）[18:00 / 町役場町長室]
25	🌳	
26	👑	
27	⊕	
28	📺	
29	📺	
30	🔥	
31	🌧	

伸びゆくまちをつくります
ポスター・標語
※学校名・学年は受賞時(令和4年度)のものです。
ポスター最優秀作品



平生小学校5年
相本まどか

平生小学校2年 加村優衣花

イタリアーノひらお わくわくのしい 平生町

標語最優秀作品

※予定表のため、変更となる場合があります。
📍：地域交流センター

6月

1	🌳	特設人権行政相談 [10:00 / 平生まち・むら📍、13:00 / 平生まち・むら📍] 3歳児健康診査 [13:20 / 保健センター]
2	👑	
3	⊕	陶芸教室 [13:30 / 堅ヶ浜📍]
4	📺	休日窓口（住民票・戸籍・印鑑証明・マイナンバーカード（申請支援・受取）） [9:00～12:00 / 町役場町民福祉課] 菊づくり講習 [9:00 / 曾根📍]
5	📺	
6	🔥	育児学級（要予約）[9:30 / 保健センター] 認知症カフェあいあむ [13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ]
7	🌧	
8	🌳	
9	👑	
10	⊕	パパママスクール（要予約）[9:30 / 保健センター]
11	📺	
12	📺	人権行政相談 [10:00 / 平生まち・むら📍、13:00 / 佐賀📍]
13	🔥	
14	🌧	
15	🌳	

📍 平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。
わたしたち 平生町民は

- 1 自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

新型コロナウイルス感染症 発熱などの症状がある人は まずは「かかりつけ医」へ

かかりつけ医のある人

かかりつけ医に電話にてご相談ください。かかりつけ医での受診が難しい場合は、医師から近隣の受診可能な医療機関をご案内します。

かかりつけ医のない人 相談する医療機関に迷っている人

受診・相談センター（山口県）または町保健センターにご連絡ください。医療機関をご案内します。
●受診・相談センター（山口県）[毎日24時間対応]
☎#7700 または ☎083-902-2510
●町保健センター [平日 8:30～17:15]
☎56-7141

月間火災・救急発生状況

3月	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	0	0	5	338
町内	0	0	1	44

資料：柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

3月	発生件数		死者 傷者	
	人身	物損	(人)	(人)
管内	8	126	1	7
町内	2	19	1	1

資料：柳井警察署

まちの人口	世帯数		世帯 (+ 17)	
	人口	うち男	人口	うち男
3月31日現在	11,107	5,279	11,107	5,279
住民基本台帳記載人口	11,107	5,279	11,107	5,279
()：前月対比				

5月の納税

納期限 5月31日

固定資産税

第1期

軽自動車税

全期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

☎町役場税務課（町税） ☎56-7114

☎町役場健康保険課（保険料） ☎56-7115

最大 20,000円分のポイントがもらえる！

マイナポイント第2弾の申込期限が
9月末まで延長されました



マイナポイント第2弾の申込期限が「令和5年5月末」から「令和5年9月末」まで延長されました。（決済サービスごとに申込終了日が異なる場合がありますので、ご注意ください）
※マイナポイント第2弾は令和5年2月末までに申請したマイナンバーカードが対象です。

☎町役場デジタル推進課 ☎56-7125

休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所
[柳井市中央1丁目10-17]
☎22-9001（診療時間内のみ）
※応急的診療のため、専門的な診療や検査を受けられない場合があります。
※受付は診療終了時間の30分前までです。



区分	診療日	診療時間
休日	日曜日・祝日、盆（8月15日）	9:00～12:00
昼間	年末年始（12月30日～1月3日）	13:00～17:00
平日	月～金曜日	19:00～22:00
夜間	※休日・土曜日の診療はありません	

柳井健康福祉センター相談日

[山口県柳井総合庁舎 / ☎22-3631]

- 心の健康相談《要予約（前日まで）》
6月20日 13:15～13:45
- 思春期・ストレス相談《要予約（1週間前まで）》
6月27日 13:00～16:00

おとな(15歳以上)の救急医療電話相談

☎#7119 [毎日24時間]

または ☎083-921-7119

内容：おおむね15歳以上の急患や疾病に関すること

子ども(15歳未満のお子さん)の救急医療電話相談

☎#8000 [毎日19:00～翌8:00]

または ☎083-921-2755

内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

こころの救急電話相談（山口県精神科救急情報センター）

☎0836-58-4455 [24時間対応]

内容：精神科受診など早急な対応に関するご相談を、ご家族やご本人からお受けします。（精神病、うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望など）

やないファミリー・サポート・センター

心肺蘇生法を学び、いざという時に備えましょう

- 日時 6月14日 10:00～11:45
 - 場所 柳井市総合福祉センター4階
 - 内容 乳幼児と児童に対する救急法指導 AEDの使い方
 - 講師 柳井地区広域消防組合
 - 参加料 100円（お茶代）
 - 定員 15人（先着順/子ども同伴可/託児あり）
 - 申込方法 6月7日 18時までに電話申込
- ☎やないファミリー・サポート・センター ☎23-0668

わが家のアイドル お誕生日おめでとう！

次号の
「わが家のアイドル」
締切は
5月19日(金)！
6月生まれのお子さんの
応募をお待ちしています！

- 対象 広報発行月に誕生日を迎える町内在住の小学校入学前（満1歳～満6歳）のお子さん
- 申込方法 メールで①、②を提供してください。
①お子さんの名前（ふりがな）、生年月日、性別と保護者の氏名、住所、連絡先 ②写真データ
※写真は、掲載を希望する保護者から提供してください。
閭町役場地域振興課 ☎56-7120
メール：hirao1@town.hirao.lg.jp
※件名を「わが家のアイドル申込み」としてください。

朝の交通指導を行いました

4月12日に、柳井警察署や柳井交通安全協会、学校関係者や町職員などが平生小学校へ通学する児童に交通指導を行いました。この日は雨が降っており、かさをさして通学する児童に横断歩道は左右をよく確認してから渡るように声かけをしました。児童は、横断歩道を渡るときの左右確認をしっかり行い、元気なあいさつをして登校していました。



道路の異状を発見したらお知らせください。

閭町役場建設課 ☎56-7118

令和5年5月号 広報ひらお 20

